中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「東関東自動車道水戸線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く）（本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する）。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

別に定める日から平成26年３月31日までとする。

ホ　その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗り継ぎ特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。

⑤　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年３月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、⑴①ロに定める均一制を適用する区間「以下「均一制区間」という。」、区間料金制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

⑥　通勤割引

イ　割引をする自動車

㈠　対距離制区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は一般国道139号（西富士道路）（以下「西富士道路」という。）を含む場合。
第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を、第一東海自動車道の小牧インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の楠ジャンクションを経由し連続して通行する場合（別に定める日から適用する。）。
第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を、中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを経由し連続して通行する場合（別に定める日から適用する。）。